

# 東京都立図書館協議会 第22期第1回定例会議事録

平成16年10月15日(金)

都立中央図書館第2・第3研修室

午後3時～5時

## 出席者名簿

### 委員

(欠席者)

糸賀雅児委員	岸田和明委員	大場高志委員
小林肇委員	坂本光一委員	小林麻実委員
佐藤芳孝委員	島田京子委員	宮田穰委員
竹内利明委員	二ノ宮富枝委員	
長谷川豊祐委員		

### 都立図書館幹部職員

館長 管理部長 サービス部長 総務課長 企画経営課長

資料管理課長 情報サービス課長 局務担当部長(多摩図書館長事務取扱)

### 教育庁

社会教育課長 社会教育課施設係長 社会教育課施設係主任

事務局 企画経営係長 企画経営担当係長

## 配付資料

東京都立図書館協議会 第22期第1回定例会次第

第22期東京都立図書館協議会委員名簿

東京都立図書館幹部職員等名簿

座席表

事業概要 - 平成16年度 -

都立図書館概要

第22期東京都立図書館協議会諮問

第21期東京都立図書館協議会(提言2)

「都内公共図書館発展のための連携協力について」

検討のポイント - 調査研究機能を強化するために都立図書館は何をすべきか

検討のポイント(補足資料)

参考データ

< 参考 > 関係法令

東京都図書館協議会答申等の沿革

東京都立図書館報 通巻153号

東京都立図書館協議会 第22期第1回定例会

平成16年10月15日(金)

午後3時01分開会

【企画経営課長】 定刻になりましたので、ただいまから第22期第1回東京都立図書館協議会を開会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます都立中央図書館管理部企画経営課長の児島でございます。よろしくお願いいたします。

本日の日程でございますが、5時ごろまでご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の一番上に、「配付資料一覧」をお配りしてございます。

次に、本日の次第でございます。

資料2といたしまして、「第22期東京都立図書館協議会委員名簿」。

資料3、「東京都立図書館幹部職員等名簿」。

資料4、「座席表」。

資料5は「事業概要」ということで、都立図書館3館の概要となっております。

それから資料6、横長で「東京都立図書館概要」でございます。

それから資料7、「第22期東京都立図書館協議会諮問」。

資料8、冊子でございますが、「都内公共図書館発展のための連携協力について」。第21期の提言でございます。

それから資料9、「検討のポイント」、1枚ものでございます。

それから資料10、「検討のポイント(補足資料)」ということで、ホチキスどめになっております。資料10につきましては、1ページから7ページまでをご用意してございます。

それから資料11といたしまして、横長2枚ものの参考データでございます。

それから、<参考>として3枚、おつけしてございます。

よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

初めに、開会に当たりまして、東京都立中央図書館長の鮎澤よりごあいさつ申し上げます。

す。

【館長】 館長の鮎澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

第22期の東京都立図書館協議会の発足に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様方には、公私とも大変ご多用の中、この図書館協議会委員にご就任をいただきまして、まことにありがとうございました。心より御礼を申し上げます。

本協議会は、その時代、時代に期待されます図書館の役割ということにつきまして、さまざまなテーマを取り上げまして、図書館の関係の方のみならず、各界の有識者の方にお集まりをいただきまして、ご提言をいただいております。

最近の協議会の答申といたしましては、先ほど資料8にもありましたが、公共図書館の連携協力についてというようなもの、あるいはITや電子自治体などの動きを反映いたしまして、高度情報化社会における図書館サービスのあり方というようなもの。また、最近非常に問題になっております子どもの読書離れといった問題を背景にいたしまして、子どもの読書活動推進を図るために、都立図書館が何をなすべきかといったような、多方面にわたっているご提言をいただいております。これらのご提言につきましては、図書館活動の上で、私ども参考にさせていただき、その実現に努めていくところでございます。

今回、皆様方にご審議いただくテーマにつきましては、調査研究図書館におけるサービスのあり方ということになっております。調査研究と申しましても、これはあくまでも主体は利用者でございまして、利用される都民の方の調査研究図書館といったサービスのあり方がどうなのかということについて、ご審議いただければというふうに思っております。

都立図書館は、レファレンスサービスを中心にやっている図書館でございますけれども、私どもといたしましては、それなりにこのレファレンスサービスにつきましては、利用者の方から広く評価をいただいているというふうに少しばかり自負させていただいているところでございます。

しかしながら近年、ご承知のとおり、いわゆるインターネット等の普及によりまして、都民の方、市民の方が非常に情報に接しやすくなってきている。あるいは、本というものが非常にたくさんちまたにあふれている状況。また最近では、この都立図書館ばかりでなく、ほかの公共図書館も非常に充実した内容となってきているといったような動きもございます。

また一方で、市民の方の情報に対する欲求というのも非常に高まっているというようなこともございまして、そういった社会環境の変化の中で、私どもの都立図書館のレファレ

ンスサービスというものをどういうふうに持っていったらいいのか、時代の必要とする都立図書館はどういうふうにいったらいいのかというようなことが大変問題になると思っております。そういった意味で、その辺を含めましてご検討いただき、ご審議いただければというふうに思います。

本協議会におきましては、今回もさまざまな視点からご審議いただけるように、図書館の関係の方のみならず、各方面でご活躍の委員の方をお願いをさせていただきました。

また、私ども図書館が所属しております東京都教育委員会におきましても、これからの都立図書館のあり方について、内部職員によるわけですけれども、図書館のあり方の研究会といった検討会を立ち上げているところでございます。この検討内容につきましては、機会を見て、適宜本協議会にも報告させていただき、委員の皆様方の参考としていただきたいというふうに考えております。またそちらのほうにも、こちらの協議の内容等を十分に伝えてまいりたいというふうに思っております。

最後になりましたけれども、ご案内のとおり地方財政が非常に厳しい中、公共図書館の資料費の減少等が一番端的にあらわす指標ということになるでしょうけれども、大変危機的な状況というのも伝えられるような状況になっております。そういう中で私ども、この都立図書館の存立の意義というものにつきましても大変厳しく受けとめているところでございます。

そういった我々の認識もでございますので、ぜひ皆様方、委員の先生方の活発なご審議をいただきまして、我々の今後の図書館活動の参考にさせていただきたいというふうに思っております。

大変簡単でございますけれども、発足に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 次に、協議会委員及び東京都立図書館幹部職員を、都立中央図書館の川田管理部長よりご紹介いたします。

お手元の配付資料2番及び3番をご参照ください。

【管理部長】 中央図書館管理部長の川田でございます。僭越でございますが、私のほうから第22期の東京都立図書館協議会の委員の皆様をご紹介申し上げたいと思います。

では、お手元の資料2が名簿となっております。あいうえお順に名簿を作成してございます。上から順にご紹介申し上げます。

まず、慶應義塾大学文学部教授の糸賀雅児委員でございます。

【委員】 慶應義塾大学の糸賀でございます。きょうは、ちょっと遅くなりまして申しわけございませんでした。どうぞよろしく願いいたします。

【管理部長】 次に、国立情報学研究所開発・事業部コンテンツ課長、大場高志委員でございますが、きょうは欠席でございます。

次に、駿河台大学文化情報学部教授、岸田和明委員でございます。

【委員】 岸田でございます。よろしく願いいたします。

【管理部長】 次に、昭島市教育委員会教育長、小林肇委員でございます。

【委員】 小林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【管理部長】 次に、アカデミーヒルズ六本木ライブラリーディレクター、小林麻実委員でございますが、本日は欠席でございます。

次に、元東京都教育委員会教育長、坂本光一委員でございます。

【委員】 坂本でございます。よろしく願いいたします。

【管理部長】 次に、都立千早高等学校長、佐藤芳孝委員でございます。

【委員】 佐藤でございます。よろしく願いします。

【管理部長】 次に、日産自動車株式会社グローバル広報・IR本部コミュニティ・リレーションズ担当部長、島田京子委員でございます。

【委員】 島田でございます。よろしく願いいたします。

【管理部長】 有限会社陽明エンジニアリング取締役社長、また電気通信大学共同研究センター客員教授、竹内利明委員でございます。

【委員】 竹内です。よろしく願いいたします。

【管理部長】 次に、豊島区教育委員会教育長、二ノ宮富枝委員でございます。

【委員】 二ノ宮でございます。よろしく願いいたします。

【管理部長】 次に、鶴見大学図書館参事補、長谷川豊祐委員でございます。

【委員】 長谷川でございます。よろしく願いいたします。

【管理部長】 最後に、株式会社ベネッセコーポレーション広報・IR部広報担当の宮田穰委員でございますが、本日は都合により欠席でございます。

委員の皆様は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、私ども都立図書館等の幹部職員をご紹介します。お手元の資料3をごらんいただきたいと思います。

まず、先ほどごあいさつさせていただきました教育庁次長で都立中央図書館長事務取扱

の鮎澤光治でございます。

【館長】 鮎澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

【管理部長】 それから私、管理部長をしております川田明良でございます。よろしくお願いいたします。

それから、総務課長の森康明でございます。

【総務課長】 森です。よろしくお願いいたします。

【管理部長】 次に、企画経営課長の児島京子でございます。

【企画経営課長】 よろしくよろしくお願いいたします。

【管理部長】 サービス部長の後藤久夫でございます。

【サービス部長】 後藤でございます。よろしく。

【管理部長】 資料管理課長、高橋達でございます。

【資料管理課長】 高橋です。よろしくお願いいたします。

【管理部長】 情報サービス課長、森岡ますみでございます。

【情報サービス課長】 森岡でございます。よろしくお願いいたします。

【管理部長】 次に、局務担当部長日比谷図書館長事務取扱、千葉和廣でございますが、本日は所用により欠席させていただいております。

次に、局務担当部長多摩図書館長事務取扱、吉村健司でございます。

【多摩館長】 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

【管理部長】 次に、教育庁の幹部職員をご紹介します。

教育庁生涯学習スポーツ部長、山川信一郎でございますが、本日は所用により欠席させていただいております。

次に、生涯学習スポーツ部社会教育課長、船倉正美でございます。

【社会教育課長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【管理部長】 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 この会の情報公開についてご説明申し上げます。当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は、議事録を作成し公開するとともに、都立図書館及び東京都教育委員会ホームページ上に公開いたします。

なお、非公開とする場合は、その都度皆様にお諮りして、決定していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の傍聴者は2名でございます。



次に、本協議会の議長及び副議長の選出に入りたいと思います。

東京都立図書館協議会運営規則によりますと、議長及び副議長は、委員の互選により定めることになっておりますが、いかがいたしましょうか。

【委員】 僭越ですが、私のほうから推薦させていただきたいと思います。議長には、かつて都の教育長もお務めになられ、教育行政全般に精通しておられます坂本委員。また坂本委員は、21期の議長もお務めになられておりますので、議長として推薦させていただきたいと思います。

また、副議長ですけれども、図書館学全般に精通されております糸賀委員を推薦させていただきたいと思います。

以上でございます。

【企画経営課長】 ただいま、議長に坂本委員を、副議長に糸賀委員をご推薦いただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「結構でございます」の声あり)

【企画経営課長】 それでは、そのように決定させていただきます。

坂本委員、糸賀委員、正面の議長席及び副議長席へお移りいただきますようお願いいたします。

では、議長、副議長のお2人から一言ごあいさつをいただきます。

【議長】 坂本でございます。第21期にやはり図書館協議会の委員を仰せつかりまして、それ以来なんですけれども、今から十数年前に都の教育長をやったということで、そのときは加藤周一さんという有名な館長さんがおられまして、そんなこともあって、ほとんど図書館のことは考えないでよかったということだったんですけれども、その報いが回ってまいりまして、図書館協議会の委員を何期かやらされております。

そんなことで、ひとつよろしく願い申し上げたいと思いますが、この委員会は、皆様方のご意見を素直に反映して、答申に結びつけるというふうを考えております。そんなことで、皆様方の積極的な発言をぜひお願いしたいと思っております。

もう一つ、事務局のほうなんですけれども、事務局というのは、大体質問がないと黙ってそこに座っているというのが普通でございますが、むしろ図書館の専門家でいらっしゃるという立場を生かして、我々の意見に反論をするなり、あるいは反論ばかりじゃなくてもいいんですけれども、積極的にご発言をいただくようお願いをいたしまして、簡単でございますけれども、就任のごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

【副議長】 思いがけず副議長という役職を仰せつかることになりました系賀でございます。うまく坂本議長を補佐しながら、審議を進めてまいりたいと思っておりますけれども、実は何分、私自身が都立図書館の協議会を初めて務めることになりました。そういう意味ではふなれな点もありまして、議長だけではなく、委員の皆様にもいろいろとご協力いただかなければうまく進めていくことができないのではないかとやや心配している点もございます。どうか委員の皆様のご協力を得て、うまくこの協議会の審議を進めて、最後、実りある成果をまとめたいというふうに考えておりますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 では、これからの議事進行につきましては、坂本議長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【議長】 それでは最初に、事務局から協議会の日程についてをお願いいたします。

【企画経営課長】 本協議会の会議日程でございます。協議会の任期は、平成16年10月1日から平成18年9月30日の2年間でございます。この間、4回程度の会議を予定しております。

審議方法ですが、第1回目の本日は、初回ということもございまして、委員の皆様からテーマに沿った形でご意見をいただきたいと考えております。

その後、2回目及び3回目の会議で、本日の皆様のご意見も反映させた形で、具体的なサービスのあり方について、ご意見をいただければと考えております。

その後、最終回の4回目の会議で、答申の形でまとめていただければと考えております。

【議長】 ありがとうございます。4回の会議で答申を出せということのようでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の議事次第に従って議事に入らせていただきますが、議題の第1番目は、都立図書館の概要説明ということになっております。

管理部長、お願いいたします。

【管理部長】 それでは、私からご説明申し上げます。

お手元の資料に、まず資料5「事業概要」がございまして、これは後ほどごらんをいただきたいと存じます。

それから、参考の中に、都立図書館報がございましてけれども、いずれも昨年度の事業実績を中心にまとめたものでございまして、後ほどお目通しいただければと存じます。

きょうは時間の都合もございますので、こちらの横書きのものでございますけれども、資料6「東京都立図書館概要」に従いまして、簡単にご説明を申し上げます。

この表に、中央図書館、日比谷図書館、多摩図書館それぞれにつきまして、簡単に記載してございますが、それぞれの館の沿革にも少し触れながらご説明申し上げます。

中央図書館は昭和48年、1973年の開館でございます。開館時に、当時の日比谷図書館のほとんどすべての蔵書を引き継いでサービスを開始しております。

次に、日比谷図書館でございますが、明治41年、1908年に東京市立図書館として開館し、その後昭和18年、東京都制の施行により、都立図書館となりました。昭和25年に、区部に所在する都立図書館は、区に移管されましたが、日比谷図書館だけが都立図書館として残ることになりました。現在の日比谷図書館は、昭和32年に建てられたものでございます。

多摩図書館でございますが、昭和62年、1987年、それまでの都立立川、青梅、八王子の3図書館を統合し、開館したものでございます。

多摩図書館についてはいろいろな経緯がございました関係で、平成13年度まではほぼ独立した運営を行っておりまして、多摩地域を中心としてサービスを提供し、一方、中央図書館は、主に23区の地域を中心としてサービスを提供するという地域分担を行ってまいりました。

平成14年度より、都立3館の運営体制を改めまして、中央図書館に予算、企画などの機能、事業の統括機能を一元化いたしまして、中央図書館を中心館として、3館の一体的運営を図るということになりました。このことから、中央図書館と多摩図書館の分担は、従来の地域分担から機能分担に変更されております。

このような背景のもとに、お手元の資料に、それぞれの館の機能が記載をされております。

まず中央図書館の「機能」でございますが、「都民及び利用者への高度・高品質な情報サービスの提供」、「広範にわたる資料の収集及び長期的保存」、「都内公立図書館及び学校等への協力支援」、「図書館未整備地域に対する補完サービス」、「政策立案への協力支援」といったサービスを行っております。

日比谷図書館でございますが、「視聴覚資料に関するサービス」、「新聞・雑誌に関するサービス」、「昼間人口密集地域での個人貸出」というサービスを行っております。

多摩図書館でございますが、この2番目に書いてございますように、「児童・青少年、文

学、多摩行政資料等の収集及び資料の長期的保存」がございまして、これらの資料を土台に、「中央図書館と連携した情報サービスの提供」、あるいは「都内公立図書館及び学校等への協力支援」、そして「児童・青少年資料に関するサービス」を行っているところでございます。

「組織・定数」につきましては、それぞれそこに記載のとおりでございまして、職員定数全体を合計いたしますと168名、うち135名が司書でございます。

次に、「施設」でございますが、床面積、収蔵能力、閲覧席について、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、「予算」でございます。平成16年度の予算でございますが、給与等人件費を除きまして、総額で7億9,357万1,000円でございます。このうち資料の収集のための予算でございますが、1億7,100万6,000円でございます。

その右に、和書以下、冊数がそれぞれ記載されておりますが、いずれも予算見積もり上の数でございます。

次に、「所蔵資料」でございます。図書、新聞、雑誌に分けてそれぞれ記載がございまして、図書について申し上げますと、中央図書館につきましては148万2,000余の冊数でございます。日比谷につきましては、貸出を中心とする図書館でございますが、13万1,000余の冊数でございます。多摩図書館につきましては、69万6,000余の冊数でございます。

次に、「サービス実績」でございますが、平成15年度の事業実績がそこに記載されております。開館日数、協力貸出の冊数、入館者数、レファレンス件数、コピー件数等が記載されております。

参考までにレファレンスのところをごらんいただきますと、口頭による館内でのレファレンス、電話によるレファレンス、文書によるもの、ファクスによるもの、Eメールによるもの、それぞれ件数を掲げてございます。

「その他」の事業といたしましては、その欄に記載のとおり事業を担当しております。

簡単でございますが、図書館の概要については以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

続きまして、議題の2番目でございますけれども、第22期図書館協議会の諮問の説明をお願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、お手元の資料7をごらんください。

図書館法第14条及び東京都立図書館条例第3条の規定に基づき、下記の事項について  
諮問します。平成16年10月15日、東京都立中央図書館長鮎澤光治。

- 1 諮問事項。調査研究図書館におけるサービスのあり方について。
- 2 諮問理由。都立図書館は、これまでも参考調査機能を備えた図書館として、利用者及び区市町村立図書館をはじめ、広く図書館界にあって一定の評価を得てきた。

第21期東京都立図書館協議会は、今後の都立図書館が、調査研究図書館を中心としたサービス展開を図ることを提案している。

現在はインターネット社会であり、個人が容易に情報を収集できる時代になった。このような状況の中において都立図書館が、これまで蓄えてきたレファレンスサービスについての実績や、豊富に所蔵している専門資料群、経験豊かな司書職員の存在といった強みを生かして、調査研究図書館としてこれからの都立図書館サービスを展開するためには、どのようなサービスを行っていくべきか、国立国会図書館及び区市町村立図書館との役割分担や、他機関との連携など多方面からのサービスのあり方について検討する必要がある。

以上です。

【議長】 ありがとうございます。

きょうはいろいろ説明が多いんですけども、引き続きまして、お配りいただいた資料の説明をお願いいたします。

【企画経営課長】 では、資料8をごらんください。

今回、委員の皆様にご審議いただくテーマは、「調査研究図書館におけるサービスのあり方について」でございます。このテーマは、昨年度の第21期図書館協議会で審議されました「都内公共図書館発展のための連携協力について」でいただいた提言をもとに決定したものでございます。

資料8に基づきまして、今回の審議テーマに関連のある部分を中心にご説明いたします。

1ページをごらんください。

まず、「公共図書館をとりまく状況の変化」として、(1)地方分権、(2)地方公共団体の財政危機、(3)社会の高度情報化という3点を挙げてございます。

次に、「図書館政策をめぐる動き」です。(1)では、生涯学習審議会の答申を上げ、地方分権の動きを受けて、都道府県が社会教育に関してどういう事業をするのかという内容を紹介しています。

(2)では、文部科学省から告示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

を取り上げ、都道府県立図書館については広域的な観点に立って、区市町村立図書館に対しての援助あるいは連絡調整、支援、他機関との連携などに努めるべきことが指摘されております。

2ページ、(3)では、図書館を取り巻く近年の動向ということで、公立図書館が目指している方向として、地域の情報拠点あるいは地域の課題解決に貢献することが求められています。

次に、3「東京都の図書館政策」ですが、東京都教育委員会は、報告書「今後の都立図書館のあり方」で、都立図書館の目指すべき方向について、高度・専門的なレファレンスサービスの提供、学校教育への支援の強化、非来館型サービスの充実を挙げています。他方、運営面では、より効率的な運営を目指すことが提言されています。

3ページに入りまして、4「提言の目指すもの」では、第21期の協議会での提言は、2つの前提条件を踏まえてまとめられたことが述べられています。

2つの前提条件の1つは、都立図書館と区市町村立図書館がそれぞれ異なる役割を担うべきであるということ。もう一つは、効率的な運営のもとで、社会経済環境の変化に対応した図書館サービスの展開をしなければならないという2点でございます。

この2つの条件を前提としまして、3ページに、「都立図書館の役割とサービスについて」の(1)調査研究図書館機能の重要性では、都立図書館のサービスの展開を図るとすれば、特に最近の都立図書館の状況等を考えると、多くの機能を追い求めることは不可能な状況にあるのではないかと。むしろ都立図書館が持っている強みを生かし、特定の機能に重点を置いた形で実践を行うことが、これから先の都立図書館が効果的な図書館サービスを実施していく上で適切であろうと提案しております。

提案理由としましては、本文中「ア」「イ」にまとめられておりますが、まず都民生活の中で、調査あるいは情報の収集といったようなことがますます重要になってくるであろうというニーズの話と、都立図書館が、レファレンスサービスについての実績や、豊富に所有している専門資料群、あるいは経験豊富な司書職員の存在といった強みを持っていることが挙げられています。そして豊富な蔵書や司書の知識、経験を生かして、都民の調査研究活動への支援を展開していく図書館を、調査研究図書館ととらえ、都立図書館は調査研究図書館を目指すべきと提言しています。

次に4ページでは、調査研究図書館におけるサービスは、具体的にどのような形のサービスが考えられるかということで、「ア」から「エ」の例示が挙がっています。ここでは、

具体的サービスについては、協議会として十分な審議が尽くされていないということで、単に例示をするということとどめてございます。

次に5ページでは、調査研究図書館におけるサービスを展開する際に配慮すべき事項として、2、館種、地域を越えた連携協力、3、調査研究図書館機能を果たすための基盤となる資料整備について言及しています。

以上が、今回皆様にご審議いただきますテーマ、調査研究図書館に関する部分でございます。

説明でも触れましたが、第21期では、調査研究図書館におけるサービスについては、十分な審議が尽くされておりません。そこで本協議会では、この調査研究図書館におけるサービスについてのご審議をお願いしたいと考え、テーマを「調査研究図書館におけるサービスのあり方について」としたところでございます。

次に、資料9及び10をあわせてご説明いたします。恐れ入りますが、資料9と資料10につきましては、両方の資料を並べてごらんください。

まず資料9、1枚ものでございますが、「検討のポイント - 調査研究機能を強化するために都立図書館は何をすべきか」という表題になっております。これからの都立図書館のサービスのあり方についてご審議いただく上での検討のポイントを何項目かにまとめてあります。

資料10は、資料9の補足資料となっております。

では、順を追ってご説明します。

まず、資料9の1番目「サービスを評価する指標」でございますが、資料10の1ページをごらんください。図書館サービスの評価を求める動きとしましては、平成13年に告示されました文部科学省の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」にも、図書館がサービスについての「指標」と「数値目標」を設定し、評価を行うことが求められています。

現在の都立図書館の現状でございますが、レファレンスの件数、あるいはWebOPAC検索件数、入館者数など数値化できるものについては公表をしております。

また9月に、都立図書館内にプロジェクトチームを立ち上げまして、サービスの質を評価するための指標づくりに着手したところでございます。

このポイント1の課題としましては、都立図書館のサービスの質を評価するには、どのような視点から検討すべきか、ご意見をいただきたいと思っております。

次に、資料9のポイント2「レファレンスの水準」、3「利用者像をどう考えるか」。資料10のホチキスどめの2ページをごらんください。

ここでは、都立図書館の目指すべきレファレンスの水準及び利用者像をどう考えるかという資料をまとめてございます。

現在の都立図書館の利用者でございますが、利用資格に制限はございません。平成14年度、都立図書館で実施しました利用者実態調査によりますと、来館者の約6割が会社員や自営業など社会人であるという結果が出ております。

また、都立中央図書館のレファレンスの現状でございますが、来館、電話、Eメール、ファクス、文書により質問を受け付けております。その質問に対しまして、司書約60名が回答業務に従事をしているところでございます。

都立図書館の資料では不十分な場合は、国立国会図書館や専門図書館を紹介するというレフェラルサービスを行っております。

またレファレンスの回答事例を蓄積しまして、レファレンスデータベースをホームページに公開しているところでございます。

新しいレファレンスサービスとしましては、ビジネス情報サービス、あるいは医療情報サービスを開始したところでございます。

今後、調査研究機能を強化するためには、あらゆる層にまんべんなくサービスをするのではなく、目指すべきサービスの水準、回答内容、利用者像などをより明確にすべきではないかという視点からのご意見もいただければと思っております。

次に、ポイントの4番。資料10のホチキスどめの3ページでございます。「専門図書館との連携」。

まず専門図書館という言葉でございますが、図書館の館種には、公共図書館、学校図書館、大学図書館、専門図書館などがあります。このうち専門図書館とは、企業・団体などの組織内にあり、専門分野に関する資料を所蔵している図書館を言います。

次に、類縁機関という耳なれない言葉でございますが、公共図書館の中で使われております。専門図書館や大学図書館などの専門情報機関のうち、一般に開放している機関を類縁機関と呼んでおります。例えば、慶應大学医学メディアセンター、あるいはジェットロ・ビジネス・ライブラリーといったものが類縁機関と呼ばれております。

現在の都立図書館の連携でございますが、この類縁機関との連携をしてございます。具体的には、類縁機関名簿をホームページに掲載しております。



この専門図書館との連携の今後の課題としましては、現在の類縁機関の枠を越えて、専門図書館、大学図書館との新たな連携を進めるべきではないかということで、ご意見をいただきたいと思っております。

次にポイント5番、「司書に求められる知識・スキル」、補足資料の4ページの都立図書館の司書に求められる知識・スキルでございます。

都立図書館の現状は、採用時には「司書」資格が必要でございます。その後、内外の研修を受講しまして、スキルアップに努めているところでございます。

ポイントの2番の「レファレンスの水準」と関連するところではございますが、今後、医療とかビジネスとか専門的な質問に答えられる、あるいはITを活用するスキルを持った司書をどう育成すべきかという点でご意見をいただきたいと思っております。

それから、ポイントの6でございます。5ページになります。「受益者負担のあり方」。

図書館法には、図書館資料の利用の無料原則がございます。ただ、図書館資料の利用以外のサービスに対する対価徴収を禁じているものではございません。

都立図書館の現状といたしましては、コピーサービスについては実費負担を求めておりますが、それ以外については無料でございます。

今後の課題としましては、対価を徴収して、提供すべき付加価値のあるサービスとはどのようなものかなどご意見をいただきたいと思っております。

それから7番目、「区市町村立図書館とのレファレンス上の役割分担」、6ページでございます。

まず上の図でございますが、区市町村立図書館と都立図書館とのレファレンスの違いを、事例を挙げて、その回答の違いをあらわしております。

下の図でございますが、21期の提言にも出てまいりましたが、都立図書館の強みというのは、蓄積を生かしたレファレンスということなんですが、それを図であらわしております。

具体的には、左にあります区市町村立図書館というのは、タイトルとか著者名などが入った市販のデータベースをそのまま使っております。それに対しまして都立図書館は、レファレンスに必要な独自のデータを付加しております。豊富な資料とレファレンスを支えるデータベース、さらにインターネット、商用データベース、事例データベースを活用して、質問にお答えをしているというところでございます。

このように区市町村立図書館と都立図書館とのレファレンスは、おのずと内容面で違い

があるということをあらわしております。

それから、最後にポイント8「国立国会図書館との役割分担」、最後の7ページでございます。

こちらは、都立図書館と国立国会図書館の比較をあらわしてございます。簡単な表になってございます。

例えば一番上、「基本機能」でございますが、都立図書館は都民のための図書館でございます。それに対しまして、国立国会図書館は国会議員のための図書館で、当然その下の段の「サービス対象の優先順位」でございますが、都立は優先順位がございません。それに対しまして、国立国会のほうは国会議員のための図書館でございますので、優先順位がでございます。1番が国会議員、2番が行政及び司法の各部門、3番が日本国民となっております。

以下、それぞれを比較したものでございます。

以上で、資料9及び10の説明を終わります。

資料11につきましては、参考データとしてご用意をいたしました。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。以上で資料の説明はすべて終了をいたしました。

先ほど事務局のほうから、協議会の会議日程の説明のときにもお話がありましたけれども、きょうの審議の進め方は、初めてということもございまして、それからテーマの「調査研究図書館におけるサービスのあり方について」、事務局がまとめてくれた、今説明がありました検討のポイントというのが資料9と資料10にありましたけれども、それを参考にしながらフリートーキングをしたいというふうに考えております。

この項目に触れて、どこの項目からでも結構ですし、この項目の外でも結構でございますけれども、調査研究機能を強化するというので、こんなふうにするというのをかねがね考えているんだとか、今聞いていてそう思ったとか、どなたからでも結構でございますけれども、まだ残された時間が1時間少々ございますので、コーヒーでも召し上がりながらご自由にご発言をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。時間が十分あるので、1人五、六分はありますというメモが入りましたけれども、よろしければどうぞ。

先ほど事務局から説明がございました。それに対するご質問等があれば、それも結構でございます。いろいろな分野の方がたくさんおられますので、それぞれ専門の分野に関連

をしたところからでもご発言いただければ幸いです。いかがでしょうか。

【副議長】 　どなたの委員からも発言がないので、最初に口火を切れれば、後は発言しやすいんだと思いますけれども、今諮問の内容をお聞きしましたし、資料8、前21期で出された提言というものの説明も伺っていて、大筋は理解したつもりでいたんですが、調査研究機能ということが頻繁に言われましたけれども、改めてよく考え直してみたときに、この調査研究をする主体というか、調査研究をするのは図書館なんですか、それとも利用者なんですか。といいますのは、調査研究図書館とか、調査研究機能を充実と言っていますよね。私は、単純に調査研究をするのは利用者で、利用者が調査研究目的で図書館にやってきたときに、図書館は何をしてくれるのかという理解でいたんですが、そうすると、これは図書館側が調査研究をして、いろいろと利用者にとって役に立つようなコンテンツをまとめたり、あるいは情報発信をしたりということも考えられるんですよ。調査研究の主体というのは、イメージとしてどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

【管理部長】 　大事なことでございますが、館長のあいさつの中でもその辺に少し触れていたかとは思いますが、都民が調査研究活動をするに際して、それを図書館として支援するという考え方でございます。

【副議長】 　そうしますと、言葉はこれでもいいと思うんですけど、正確に言うと調査研究支援機能というか、調査研究支援図書館ということになりますか。ただ、言葉としてあんまり長いと言にくいので、縮めてもいいとは思いますが、都民の調査研究を図書館がどういうふうにサポートしていくのかという意味でとらえていいわけですね。

【管理部長】 　そういうことでございます。

【副議長】 　それからもう一点。先ほど資料9、検討のポイントというのをずっと挙げていただきました。この順番に多少意味はあるんでしょうか。つまり1番、2番、3番あたりが優先順位が高いといいますが、そういう順番に何らかの意味があるのかどうかをちょっと確認しておきたいです。

【管理部長】 　都民の調査研究を支援するという点から順に考えていきますと、1番はやや技術的な部分で、調査支援機能を十分果たしているかどうかを評価するという観点からの項目でございますので、これは議論の中で付随的に出てくる部分であると。そうすると順番にいきますと、2番とか3番の辺で具体的なイメージというのがあって、そうするとどういうサービスをしていくべきなのかというふうな流れになってくるかと思います。

【副議長】 　今、管理部長が言われたようなことを、私も、初めにサービスを評価する

指標と言われても、これからどういう調査研究支援の具体的なサービスを考えていこうかという時点ではちょっと困るなとは思ったんです。そうしますと、少なくとも現状で調査研究の支援がどの程度なされていて、今後新しいサービス、あるいは新しい取り組みというのを都立図書館としてやっていった場合に、その成果がどの程度上がっているのかということを見るときに指標ということで、1番に戻ってくるというような道筋で考えてもいいわけですね。

【管理部長】 はい。

【副議長】 ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。多分口火を切っていただけると出しやすいんじゃないかというお話がございましたけれども。

【委員】 今のお話に絡むことだと思うんですけども、都民の方の調査研究を支援するといった場合に、今時点で情報ニーズというものをどこら辺まで把握しているのか。都民の方がどういう情報ニーズを持ってこの図書館に来るのか、そこら辺の調査というのはなされているのでしょうか。

【経営課長】 先ほど申し上げましたが、現在はレファレンス件数とか、入館者数とかといったものの統計である程度把握して、あとは数年に1回、モニターの調査をします。直近では14年度に、利用者実態調査ということで、これは1日の利用者の方にアンケート用紙を配りまして、答えていただくというふうなことで調査をしている程度でございます。

【委員】 そうすると、ある程度人数を把握して、それに対するサービスがあって、先ほどの話なんですけど、評価という流れになるわけですね。そのときにレファレンス件数とかの業務統計というのは、収集しやすいと言うと語弊があるかもしれませんが、収集しやすい反面、そこに書いてありますように、質の評価まではなかなか行きにくいということがありますので、先ほどの補足資料にありました図書館パフォーマンス指標あたりですと、利用者満足度みたいないわゆるアウトカム指標という、もう一步進んだところの評価というのが規定されていまして、そういったことも今後考えていかれたほうがいいのかというふうに思います。

【委員】 今の問題と絡み合ってくるんですけど、レファレンスサービスの中で、13年度から政策立案支援サービスだとかビジネス情報サービス、そして医療情報サービスというのをやってきたということなんですけれども、これを館内ではどのような形で評価さ

れているんですか。また、利用はどんな実態にあるんですか。

【館長】 政策立案のほうは、件数は後程報告しますけれど、各局からの資料の問い合わせ等に応じておりまして、一定の成果は上がっているかなというふうに思います。ただ、まだ十分にほかの局に、庁内的に認知を得ていない。都立図書館というものの存在を、こういう厳しい状況の中ですので、どういうふうに都庁の中で認知していただくかということは、非常に大きな問題だと思っております。

それから、今都立図書館以外に、規模はそう大きなものではないんですけど、都議会に図書館があるんですけども、ぜひそちらの図書館とも連携をできるようにして、都議会議員の方の政策立案、立法活動等にこちらの図書館の利用をすすめていきたいと思っております。

【委員】 その関係で私たちは、市町村の図書館と役割分担を明確にしていかなきゃならない点が出てきているのではないかと思いますし、ある意味でのレベルのすみ分けみたいな形で分けざるを得ないかなと思っているわけです。

ただ、今言った問題と絡み合って、私などは教育関係におりますから、どうしてもビジネス支援だとか医療サービスをやるならば、東京の教育関係の問題について教育関係者へのサービスがほしい。一例を挙げますと、公立小中高校の先生だけだって3万5,000人いるわけですね。私立大学なんて入れますと、7万ぐらいの教育関係者がおるわけですが、その人たちが教育の基本的な文献だとか、大学の研究発表をデータベース化してもらったり、それから教育関係者の専門図書を集中的にやっていただいたりとか、関係機関から出てきております寄贈された研究報告とか、研究の紀要なんていうものを集中的に行っていただきたい。これは市町村の段階では到底できない問題なわけです。

これは一つの例ですけども、何を選ぶかということはまた今後の検討になると思いますが、私は、教育的な問題は、やはりそういう面から大切にしていだけたらなという感じがするわけでございます。

以上です。

【議長】 ありがとうございました。

【管理部長】 先ほど、館長からお答え申し上げたわけでございますけれども、例えば政策支援の件数がどれぐらいあったかということは一応把握をしております、例えば事業概要にも載せてございますが、ただそれはあくまで、例えば利用者が何人いたかとか、レファレンス件数が何件あったかというのと同じようなたぐいでして、政策支援がどの程

度、どういふに役に立ったかという内容の問題になってきますと、それはなかなか把握し得ていないという状況でございます。

それから、ビジネス支援あるいは医療サービスの関係でも、それらの資料を集中的に見え形で配置しているわけでございますけれども、利用した方が、それでどのような満足を得たのか、あるいは問題解決にどの程度つながったのかというふうな中身の問題になりますとなかなか把握が難しく、我々もこれからそういうことを考えていかなければいけないというふうな状況でございます。

【館長】 一番最初にサービスを評価する指標というところで、説得力といいますか、こういうふうな成果が上がっているというのが、今までここに書いてあるような入館者数であるとかレファレンス数だとか、単なる数字の積み上げをやってみても、現在の厳しい状況の中ですからなかなか一般に説得力がない。やはりほんとうの意味で都立図書館というものが、この東京という情報も産業も集積している場所で非常に役立って、こういう成果が上がっているというようなものがあらわれるような指標をできれば考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

図書館の内部でも数字のとり方をひとつ研究し直そうということで、先ほどちょっと申し上げたんですけど、内部的には検討会をつくりまして、どういふな指標にしていったら、より今のニーズに合わせた指標がとれるのかどうかということで、研究を始めているところでございます。

【委員】 私は、ビジネス支援図書館推進協議会の会長をしておりますので、そちらの立場も含めて少しお話をさせていただきます。最初に、利用者と利用の目的のご説明を伺って、少し意外というか、調査研究のためにいらしている方が非常に多いということを感じました。一般論として、図書館は文化、教養の拠点であり、どちらかという趣味とか娯楽を支援している部分というのがもともと多いわけですが、都立の図書館はそうではなく、調査研究に来ている方が非常に多いと思いました。

その結果かもしれませんが、1日当たり1,000人という来館者数は、規模から見たら非常に少ないなと感じます。逆に言うと趣味、娯楽、文化、教養の拠点としての利用者の来館が少ない分、来館者数が少ないのかなと感じました。

ちなみに、まだ正式な数字ではありませんが、先月開館した岡山県立図書館は、聞くところによると、1日当たり8,000人が来ているそうです。9月17日にオープンした静岡市立御幸町図書館にも行きましたが、開館直後は当然なのでしょうが3,000人ぐらい

の来館者があるそうです。昨日は、福岡市総合図書館へ行きましたが、これは開館直後ということではありませんが、日当たり3,000人から4,000人が利用しているそうです。

この来館者数と資料費を比べてみると、見えてくるものがあるように感じます。福岡は市立ですが、年間2億円程度の資料費を計上しているの、都立とあまり変わらないと思います。向こうは映像を持っていますから、「映像が高い」のではないかと聞いたら、映像の担当者は「映像は年間1,800万ぐらい」と言っていました。

そういう視点で考えると、市町村立図書館と明確に分けて、都立図書館としてのあり方というのをきちっと考えていかなければいけないと感じました。

ビジネス支援は、ビジネスという言葉がもともと図書館と相性がよくないわけで、都民の皆さんも、図書館がビジネスを支援するというイメージをもともと持っていないですから、イメージのないところにサービスを提供していくので、まだ都民の方にマッチしていないところも一般にはあるようです。都立中央図書館の場合は調査研究を目的とした来館者が多いということで、あまり違和感はないでしょうが。

市町村立図書館がビジネス支援をやっていこうとすると、まずそういうニーズがあるのかと言われたときに、一つ考えなければいけないのは、経済面から考えると時代が非常に変わり、キャッチアップの時代から、今フロントランナーの時代になってきた中では、日本は約99.7%の企業は中小企業ですが、中小企業の皆さんにとっても、今まで以上に、もっと情報というものをきちっと活用して、技術にしる、科学にしる、そういうものをベースにした、知的な企業に変わっていかないと生き残れなくなっていると思いますので、その面から図書館が支援する必要があると思います。

大企業の場合ですと、中に専門図書館を持っていて情報活用ができるけれども、中小企業はそういうことができない。そういうものをどうやって支援していくか。できれば市町村立図書館でも支援してもらいたいのですが、専門職はなかなかいない。ですからレファレンスサービスにおいては、都立図書館が市町村立図書館をサポートすることに期待したいと思います。

今、ITの時代で、テレビ電話でも何でも使えるわけですから、市町村立図書館でビジネス系のレファレンスを受けて、自分のところでは答え切れないものに対して、例えば都立図書館が、そこにあるテレビ電話を使って直接支援するとか、情報技術を使えばまだいろいろ方法が考えられるので、多くの支援策の可能性を感じております。

それから、検討のポイントの中で非常に強く感じたのは、受益者負担のあり方ということで、これは非常に挑戦的な、図書館の中ではチャレンジ精神にあふれたテーマだと思いました。ことしの3月に訪問した、ニューヨークパブリックライブラリーでは、レファレンスを有料で受けている例がありましたが、日本にはほとんどないと思います。そういう中で、図書館法の制約を受けない有料ということをいろいろ検討されているので、こういう検討課題が出てきていると思いますが、市町村立図書館は難しいでしょうが、調査研究のための都立図書館は、挑戦してみる価値がある課題だと思います。また、それに耐えられるだけのサービスを提供しなければお金は払っていただけないわけですから、そういうことにチャレンジしてみるというのは非常に重要だと思いました。

あまり長くなってもいけないので、とりあえず最初の段階で、その2つだけをお話ししておきたいと思います。

【議長】 ありがとうございます。

【委員】 私のほうは、区立の図書館を持っているという立場の中からお話をいたします。21期の提言の中では、調査研究図書館としての方向というのが、区立の役割と都立の図書館の役割というのを明確に役割分担するということはいいのかもしれませんが、区立とは異なる役割と資料に書かれているんですけども、もう少し具体的に、異なる役割というのがどんなようなお考えで出していたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

【企画経営課長】 先ほども少しご説明いたしました。ホチキスどめの資料7番で、レファレンスを役割分担ということで1つ例示で挙げておりますが、同じ都民を対象にした図書館でも、区市町村立図書館というのは地域に根差したといった部分で、蔵書も都立図書館にある資料と、区市町村の図書館の資料は違うという部分で、違った図書館のサービスがあるのではないかというふうな視点が1つございます。

【委員】 サービスの水準をどこに置くかとか、それから調査研究をどの程度の対象にするのかというのを考えますときに、区立あるいは市立のほうの図書館も、今動きがいろいろ出てきているのかと思いますので、役割分担を考える際に、都立だけが考えていくというのではなくて、区民であり、市民であり、都民であるということは同じでございますので、区立の進みと、それから都立が進んでいこうという道が、もう少し沿っていくようなことをしないといけないのかなというのを大変強く感じております。もっと区立の動きをデータ的にも、それから考え方にいたしましても、都立と区立の密接な協議が必要かなというような気がしております。それぞれの担っていく役割を考えていく上でもしてい



なくてはいけないという感じがいたします。

【副議長】　　ちょっとよろしいですか。私、発言を控えようと思っていたんですが、今委員が言われること、それからその前に委員が言われたことを聞いていて、これは今のうちに確認しておいたほうがいいかなと思ったことは、レファレンスと言ったときに、先ほどの資料の説明を通じて、どうも質問回答サービスをかなり強くイメージしていらっしゃるように思うんですよ。いわゆるQ & Aですね。

例えばポイント補足資料の2ページのところに、レファレンスサービスの新しい取組みとして、先ほども指摘があった政策立案だとか、ビジネス支援だとか、医療情報とありますよね。これらがレファレンスサービスの新しい取組みとして上げられていますけれども、こういったことについて質問を受けたら答えるレファレンスサービスというふうに狭くとらえているのでしょうか。私は、それはすごく狭いとらえ方だと思うんですよ。

だって政策立案のために必要で図書館にやってきて、自分で資料を探して閲覧をして、必要な箇所をコピーをとって帰った場合は、政策立案の支援をしたことにはならないんですか。つまり、何か質問で聞いたわけじゃないと。自分で資料を探して閲覧をして、必要な箇所のコピーの請求をして帰っていったと。あるいは医療情報でも同じことですよ。これも私は、そういう意味では調査研究を支援したことになるわけだし、レファレンスの件数にはあらわれてこないけれども、実質的な機能としてはやったことになるわけですよ。

今度は、同じ資料7の、今ご指摘のあった区市町村立図書館と都立図書館の役割といったところで、下の図を見ていて私、ちょっと疑問に感じたんですが、区立図書館のほうでは、本のデータベースで、タイトルや著者名というのを検索する。都立図書館では、レファレンスに必要な独自のデータとして、論文名などをつけ加えると。それだけのことが都立図書館のレファレンスの強みだとしたら、これはいささか物足りないなというふうに思うんですよ。多分都立図書館がやるレファレンスの強みというのは、単に聞かれたら答えるというレファレンスサービス。それだけだったら逆に言うと、質問されなきゃサービスしないんですかと。ビジネス支援もそうですよ。ビジネス支援のことでレファレンスで質問してくれなければ、図書館は何もしないことになりますよ。レファレンスだけに狭くとらえれば。

そうじゃなくて、例えばこういう問い合わせが区からあったときに、都立図書館はやっぱり蔵書の蓄積があるわけだから、市区立図書館が答えられる以上に、本と雑誌と、場合によっては東京都の都政資料とかを使って、回答の仕方にもっと厚みがあるというか、利

用者になるほどというように納得できるだけの回答がきちんとできるというのが都立図書館の強みなんだろうと思うんですよ。しかもそういうストックを持っている、蔵書の蓄積を持っていることを生かして、質問される前にある程度コンテンツが用意できる。都立図書館独自のビジネス支援なり医療支援のコンテンツや、場合によっては市区立図書館が助かるような、いわゆるレファレンスのツールというものをつくっておくことができる。そこが都立図書館のレファレンスの、市区立との違いなんだろうと思うんですよ。

単に聞かれたことで、欠けている部分を都立図書館が補いますじゃなくて、ちゃんとした蔵書の蓄積で、聞かれる前に分厚い、回答の質の深さというものができて、それもあらかじめ用意できる。それを使って市区立は、市区立単独ではできないようなレファレンスの回答が、今度はできるようになってくるという。そういう意味でのレファレンスの支援というのも、都立図書館の調査研究支援機能としては大事なんだろうと思うんですよ。

【館長】 おっしゃるとおりです。ですから、例えばビジネスとか医療というような、あるいはこれから法律関係のものもやろうということで考えております。結局それは、資料を全部、一カ所に集中的に集める形で利用者が、それが受け身かどうかということとはともかくとして、十分調査し、研究ができて、成果が上がって帰れるようにしていこうということでございます。

【副議長】 単純に私なりの構造化をしておく、まずさっきの調査研究というのは、利用者の図書館を使うという目的ですよ。それに対してレファレンスというのは、図書館が提供するサービスの一つの形態ですね。ほかに、例えばさっき言った閲覧もあるし、日比谷図書館を考えれば貸出もあります。それからコピー、複写というのもあります。そのほかに、例えば図書館でセミナーを開催する。こういったいろんなサービス形態がありますよね。それぞれに、先ほどの調査研究目的で使えるはずですよ。それは決してレファレンスだけではない。

それから調査研究といったときに、今度は分野というか領域があるわけですね。例えば政策立案というのも一つの領域です。それから、ビジネスというのも一つの領域です。医療情報も一つの領域でしょう。あるいは法律相談。今後法律についてもいろいろと相談を持ちかける、それも一つの領域だろうと思います。それぞれの領域に対応して、いろいろなサービス形態で調査研究を支援できると。縦系と横系とといいますか、行と列の組み合わせで成り立っていますので、決してレファレンスを、ここでとらえているような質問に対する答えだけではなくて、いろいろな形式を通じて、レファレンスのツールの整備もあれ

ば、貸出やコピー、複写を通じての利用者の支援、調査研究の支援ができるというふうにとらえていただいたほうが、都立図書館の話としてはもう少し発展性といえますか、広がりが持たせられるように思いました。

【議長】 ありがとうございます。

【管理部長】 区立や市立図書館の動きをよく見て、都立のほうでよく考えてほしいというお話がありました。区立、市立の図書館が、貸出図書館という役割に強く傾斜しているようなところと、それからレファレンスも含めて、バランスよくやっていこうという図書館もあると思います。都立図書館の協力事業が、協力貸出に力を入れる、また入れてほしいというふうに期待する図書館もございますでしょうし、むしろ協力レファレンスのほうに力を入れてほしいというふうなご要望のところもあろうかと思えます。

ですから、こちらサイドといたしましては、レファレンスも含めて身近なところの図書館はしっかりやってほしいという期待の中で、それでは都立図書館はどのような役割をしていったらいいのかというふうなことが、この21期の中におそらく反映しているのではないかとこのように思えます。

いずれにしましても区立、市立の動きをよく見ながら、こちらも考えていかなければいけないと思えます。

【委員】 私は、図書館に関する専門家では全くないんですが、社会貢献の仕事を担当しております。その中でも子どもの本とか、あるいは若者の教育支援について重点的に活動している関係で、多分お声がかかったと思えます。

まず、今までご説明を伺った私の認識では、1つは、前提として都民の生涯学習については市区町村のほうで、専門家の調査研究については都立のほうでというふうに理解いたしました。今はやはり、インターネットで専門家もかなりいろんなことを調べられる時代ですね。

その中で、図書館の付加価値は一体何だろうということですが、先ほどもお話があったと思いますが、いわゆるQ & Aとしてのレファレンスではなくて、先に今のニーズが一体どこにあるのか、例えばインターネットでわからない部分、これだけの蔵書がある中で、プラスアルファの回答ができる。回答というよりは、むしろそういうものを準備しておける状態をつくっていく必要があるんじゃないかと思えます。それが、これからのレファレンスサービスと言ってもいいのではないかと思いました。

もう一つは指標ですが、サービス指標は一体何だろうというふうに考えますと、指標に

は目的がないと測れないですよね。要は新しい時代の図書館のミッション、目的だと思うんですね。専門家の調査研究に対する付加価値をどのようにつくっていくか、他の図書館との関係性をどう構築していくかなど、目的があって初めて指標ができて、さらに調査はその指標に照らしてどこまで達成できているかどうかを計るという手順で考えていく必要があります。先に指標ありきではないんじゃないかなと思いました。

ちょっと感想だけで、具体的な提案がなくて申しわけないですが。

【議長】 ありがとうございます。

【委員】 私は、個人として感想を申し上げたいと思うんですが、私は、調査研究機能というところで、図書館は初めてなものですから非常に戸惑いがある、よくよく理解ができなかったんですけども、おかげさまで徐々に霧が晴れてきている最中ではありますが、私が関心を持ったのは、受益者負担というところなんですね。かなりチャレンジングなテーマに取り組んでいらっしゃるなということで非常に驚いたんですけども、受益者負担ということは、要するにお金をとることですよね。有料化ということですから、これはビジネスですよね。ですからそういう意味では、たとえ安いお金であろうが、原価だけを請求するにしろ、有料ということになりますと、当然提供するサービスの質が問われてくるということだろうと思うんですね。これは非常に大変なことだろうと思うんですね。実はお金をとらないほうが楽なわけですから、そういう意味でお金をとるという決断、あるいは方向性はかなりチャレンジングじゃないかというふうに思ったんですね。

そのときに一番大事なのは、図書館の言葉の使い方としてはちょっとなじまないかもしれませんが、スタンスとしては提供していくサービスの商品化ですよね。このマーチャライジングをどうしていくのかということの構えが必要になってくる。当然マーチャライジングがあればマーケティングがあるわけですし、そのところをほんとうにやるのかどうかという覚悟がかなり必要だろうと思いますし、あともう一つは、目指すものはどこまでなんだと。要するに、ベンチマークというものが必要になってくると思うんですね。

皆さん、今大体そうでしょうけれども、実際私は買わないんですけども、本を調べるときにアマゾンドットコムでやると、ものすごく簡便にありますよね。あとは私の嗜好を見て、ここではアウェアネスサービスと言うんでしょうか、必要な情報が向こうから送られてくる。ああいうサービスをやって本を売っていくということだろうと思うんですけども、彼らの場合は本ですけども、今お考えになっているのはサービスですよね。サー

ビスそのものでお金をとるといのはよほどの付加価値を、魅力あるものにしていかないといけないわけですから、その前提としては、やはりどう商品化していくかというところの構えがないと、先ほどもお話が出ていましたけれども、ただ単に受け身で提供して、お金というのではおそらく受け入れられていかないだろうと。むしろマーチャダイジングを積極的にして行って、サービスの商品化をして行って、それをどうニーズにはめるといよりは、ニーズをどう掘り起こしていくんだというくらいのスタンスがないと厳しいんじゃないかなとは思っていますけれども、非常にチャレンジングで、私個人としてはエキサイティングではないかというふうに思いました。

【議長】 ありがとうございます。

【委員】 私は東京都民でもありませんし、神奈川に勤めておりますので、直接東京都立図書館というのは使ったことがないんですけれども、同じ業界ですので何回か見学等、実際個人的に使うというわけではないですけど、どういうふうなことをやっているのか、今回医療サービスを始めたとなれば、どういうコーナーなのかというふうなことをのぞきに来ることもしております。というので、どちらかという皆さんとは相当立場が違うということです。

大学で今問題になっているのは、先ほど資料11を見せていただくと、レファレンスの件数が、4年間で約4万件ぐらい落ちています。こういうことというのは、大学でもやはり起こってしまっていて、貸出も減っているし、来館者数も減っているし、これは多分インターネットの影響なのか、それとも携帯電話でみんな済んでしまうのかというふうなこと。別のメディアが出てきたせいなのか、もしくは学生さんの質が変わったのかというふうなことを、我々日々考えているわけです。

黙っていれば、来る人数はどんどん減って行って、質問の件数も減っていくわけですから、図書館に対しての要求、図書館の役割というものもどんどん減少していくわけです。これを食いとめることがいいのかどうかというふうなことは、でもほんとうに必要なのなら減っていったほうがいいわけですが、黙って見ているわけにはいかないというふうになります。

というので、インターネットの絡みに関して、こちらのほうが競合関係にあるのか、それともインターネットをうまく使いながらやっていくのかというふうなところでいくと、競争しても勝てない場面は勝てない、これはこの提言の中でもあるように、市区町村立と都が役割分担をするのと同じように、インターネットの世界と図書館も役割分担をしてい

かなければいけないんだろうと思います。

それで、調査研究のほうをかなりやるというふうになってくると、普通の人から見ると、調査研究というふうなことはインターネットでやることもできるし、図書館でやることもできると。なおかつ図書館に行くのは面倒くさいので、ほとんどインターネットで済んでしまうというふうな世界ですし、私も個人的には大体、調査研究じゃないですけども、疑問に思うようなことというのはインターネットで済んでしまうわけです。こういったインターネットとの関係をどのようにとらえてやっていかれるのか。具体的にはレファレンスの件数が減っていることに対して、どういうふうにお考えなのかということの一つをお聞きしたいということ。

それと、インターネットをある程度意識すると、地域の壁を越えてしまうわけですから、図書館にもいろんな機能、何かをつくったり、集めたり、調べたりする機能があるわけですが、集めることに関しては予算が非常に限られているので、単館レベルで集められることは大変難しくなってくる。そういった意味で、国会図書館や市区町村立との役割分担というか協力というものも出てくると思います。大学図書館で言えば、大学図書館も公共図書館と色々な役割分担をしていける場面は相当あるのではないかと思います。

それで行くと、調査研究に関して都立図書館さんが、ほかの都道府県立の図書館と全国にある大学の図書館とをうまくコーディネートしてくれて、資料を集めるという場面においては、もう集めるというよりも、単純にバーチャルな世界で一緒につないでしまうというふうな形でやっていけば、また別の展開が出てくるのかなというふうには思います。

ただ、そうなるというんな仕掛けが必要なわけですが、単純にレファレンスでQ & Aをやるとか、資料を集めるとかというふうなことよりも、そういったコーディネートするという方向も期待したいなというふうには思います。

ということで、コーディネートというふうなことを考えられているのかということと、もうちょっと具体的には、レファレンスの件数が減っていることに関してどのようにお考えなのかということをお聞きしたい。

【サービス部長】 サービス部長の後藤でございます。先ほど来、受益者負担のこととか、あるいは今インターネットのことなどに触れられましたけれども、1つは、こういった受益者負担を考えていくのは、インターネット上で各種の情報サービスが有料化しているというのが背景でございます。こういう時代にそういった全く新しいサービスを、図書館の中で無料で提供するというのは非常に困難な話でございます。

あるいは先ほどの委員のご発言、我々にもう少し期待されての部分かと思えますけれども、もちろんそういった有料サービスが行われれば、図書館側のテクニカルな部分で援助する部分も出てまいりますので、有料ということも考えなければいけないということでございます。

それから私ども、実際にインターネット端末を開放しているのが1台ございますけれども、こういったところで使っている、あるいは資料案内をする場合にも、特に若い層をターゲットにして利用案内をする場合、インターネットでの検索の結果と、伝統的な学問的な手法でやっていくものとは、やはり質的な差というのがあると思えます。そういった点は、我々も非常に気をつけながら活用していただきたいということは申し上げております。

それから、いわゆるQ & Aで答えるものがレファレンスとは私どもももちろん思っておりません。それから、区市町村の図書館を支援すると申しまして、具体的に上がってきたレファレンスに、全部ここが答えるのか、そんなことは絶対できないわけであって、1つの情報としてアセットをつくって、それを提供していくと。これがこれからのサービスの非常に重要な点だろうと思えます。

こういったサービスをするためにも、どうしても我々のほうとしては、そういう面では逆にインターネットのサービスネットワークを使う、有料化して、よりすぐれた情報を収集し、提供していくということが非常に重要になってくると思っております。

以上でございます。

【管理部長】 入館者数やレファレンス件数が減ってきているということで、どんなふうに見えていますかというお話がございましたが、正確に理由を分析してはおりませんけれども、インターネットによる検索が始まった時期などもあわせて考えてみますと、その方法によって資料の所在がわかると、あるいは行かなくても、同じ資料ならば身近なところで入手できるとか、そういうことがわかってきたので、簡単なことのために、わざわざこちらに聞きにくるとかということがなくなってきたために入館者数が減るとかレファレンス件数が減っているということではないかなというふうに見ております。

したがって、実際に今行われているレファレンスというのは、従来のものに比べれば、中身のあるお問い合わせになっているのではないかなというふうに思っております。

【副議長】 管理部長、そうしますと、レファレンスの統計のとり方というのは考え直したほうがいいんじゃないかという気がするんですよ。つまり単純な所在確認は、もうウ

ウェブ検索、インターネットの検索で済んでしまっている。そうではなくて、総数は減っているけれども、実際に職員が調べたり、職員に直接問い合わせなければならないようなレファレンスがこの中で増えているのだとしたら、その件数、いわゆる所在確認と調査、探索といったもので、それこそ初めの指標の話じゃありませんけど、この中を少し区別して集計をとっていったほうが、今、管理部長が言われるようなことははっきりわかってくるんですよね。事実、所在確認については、確かに私もインターネットの検索で済ませてしまっている人が増えてきているんだろうと思います。

そのあたり、委員はもう少し別の解釈をされたんでしょうか。

【委員】 もう一つとしては、代替物が出てきたから減ったのか、もしくは根本的に調べることを放棄している人たちがいるのか。学生さんを見ていると、確かに放棄している人たちもいなくはない。

【副議長】 放棄しているという意味は、とにかくインターネットだろうと直接のレファレンスだろうと……。

【委員】 あまりしない。

【委員】 もう一ついいですか。資料費の減少と関係がないかというのが気になっているのですが、ちょっとわかりません。それは、可能性はありませんか。資料収集費との関係。

多くはきっとインターネットとか、そういうことだと思いますが、資料費の減少は影響がないかどうか。

【管理部長】 直接的な関係はよくわかりませんが。

【委員】 たしか97年とか98年とかに比べて、現在の資料費は随分少ないのではありませんか。

【館長】 このところ非常に激減しておりまして、例えば日比谷では、はっきり言ってあまりいい本がそろえられなくなってきているというところですよ。

【副議長】 そうしますと、このレファレンスの件数は、受け付け件数なんですか、この統計は。

今、委員が言われたようなことは、逆に言うと回答できない件数が増えたとか、あるいは回答に時間がかかると。もっとちゃんとツールがそろっていれば短時間で回答できるものが、回答の効率が低下しているというふうな面であられる。それが、今度は利用者に敏感に反映して、あそこに聞いてもわからないから、今度は受け付けの件数も減るという



ことになるんですね。これは、受け付けの件数なんですか。

【企画経営課長】 回答件数です。

【糸賀副議長】 回答件数の低下は、ひょっとすると資料費だとか、さっきサービス部長が言われたように、本来データベースがちゃんとそろってれば答えられるものもなかなか答えられなくて、結果的に回答件数が減ったというようなことは、これもあくまで推測ですけども、考えられなくはない。

【サービス部長】 推測としてはあり得ます。例えばG-Searchとかその他を使えば、レファレンスの中でもっと短時間に回答できるものは幾つもあるわけですよ。これが、残念ながら運営経費の中で、そういった部分の、役所の中では非常に得にくい予算項目でございまして、これがないためにレファレンス上で苦勞するという事は現にございます。ただ資料費の低下が即響くかという、それはもうちょっと長いスパンで見ないとわからないと思います。影響しないことを願っております。

【館長】 もう少ししてくると厳しくなってくる可能性はある……。

【サービス部長】 5年ぐらい。

【館長】 というふうに思っています、ほんとうに。

【委員】 実際に私はここ二、三年、何回かレファレンスをお願いして、いただいた回答は非常に満足する内容でした。1つは、こんな資料までこの蔵書にあるのかというふうに驚いた結果で、それを全部見に来てコピーして並べてみると、非常にすばらしい結果が得られたというのがありました。

もう一つの必要とする資料は、ここにありませんでした。実際になかったのですが、それがどこにあるか、所在を突きとめてくれて、結果として、一般に販売している書籍ではないのですが、都庁のある部署が持っていて、その部署で閲覧させていただけるということになり、結果に満足しました。どちらにしても、回数は少ないけれども、非常に質の高いレファレンスをしていただいたという印象があります。

ただ、これから先、すごく資料費が落ちていても、質は保てるというなら良いのですが、質が下がると怖いなというような気がします。レファレンスより来館者数に効くのではないかと思います。今すぐ効くというより、来ても、ここに新しいものがないという来なくなる可能性があります。

【管理部長】 資料費の関係でございましてけれども、大体4割程度をカバーしているということでございまして、多摩図書館、中央図書館が、従前地域分担でございましたとき

には、同一資料をそれぞれが持つというふうなこともございました。これを一元的に管理するというふうになりましたので、減少する予算の中ではございますけれども、全体的には効率的な収蔵を工夫しているということもございます。

それから、寄贈していただくというふうな形の資料もございますので、そういったことも含めて工夫をしているというところでございます。

【委員】 先ほどの委員のお話を聞いていて思ったんですけども、電子図書館についてどういうふうにお考えになっているのかという質問をしたいんですが、インターネットとのすみ分けを考えた場合に、電子図書館機能というのは非常に重要で、例えば、私が学生に対してレポートを出しますと、学生はインターネットで調べてきます。ところが、そのページというのはそんなにいい内容のものではない。そうしたときに、オーソライズした情報を流すという点で、図書館が今後、サブジェクトゲートウェイとしての役割というのを果たしていく必要があるのではないかと思うんですけども、そこら辺、これからの取り組みとか、現状の取り組みとかがどうなっているかというのをちょっとお聞きしたいです。

【管理部長】 インターネットその他のデジタル資料をどういうふうを活用していくか、またそういった情報を利用者にどう提供していくかということで、都立図書館として電子図書館推進マスタープランというものを策定しなければならないというふうに考えておりました、本格的なものではございませんが、今時点で館内で知恵を集めて、一応の考え方は出しております。

ただ、本格的にこれを考えますと、予算その他、広がりのある話でございまして、館限りのアイデアだけではおさまらないわけでございます。とりあえずのアイデアは持っておりますけれども、今回の協議会でのいろいろなご議論、それからこういうサービスも今後していくべきではないかというふうなものも含めまして、もっと全体的な内容のマスタープランをつくっていきたいというふうに考えております。

【議長】 2回目、3回目の議論につながるような、大変貴重なご意見をたくさんいただいておりますけれども、さらに何か補足するようなことがございますか。

【副議長】 あまり時間もない……。

今まで出なかった話で、1つは、さっき、コンテンツをある程度まとめて、都立図書館から発信すべきだと。今でも都立図書館はおやりになっています。私は常々、都立図書館のホームページのニュースレファレンス、それからクローズアップ東京情報というのは

よくチェックしております。

実は、きょう午前中、文部科学省の新任図書館長研修というのがございまして、私、講師で行って、たまたま名簿を拝見しましたら、都立日比谷図書館の館長さんが……。

【議長】 それで来ていない。

【副議長】 受講されていて、随分都立図書館の宣伝はさせていただきました。いろいろな情報コーナーを設けているとか、もちろんビジネス支援コーナーを設けているとか、それから今言った都立図書館のホームページ、なかなか着眼点がいいというふうなことで紹介をさせていただきました。その辺をもう少し充実させていただいて、直接聞かなくても、いろいろと都立図書館のホームページを見ることで問題は解決するというような視点も必要だと思います。

そうしますと、一番初めに出てきた、確かに評価の仕方が従来とはおのずと変わってくるだろうと。先ほどレファレンスの話を聞いていて私が思ったのは、受け付け件数と回答件数の比率というんですか、わかりませんでしたという回答は、言ってみれば回答にはならないような回答なんですけれども、受け付けのうちどれだけ相手が納得するような回答ができたのか、その割合が高くなっているのであれば、ひょっとしたら件数は低下していても、利用者の満足度は高くなっているということが予想できると思うんです。

それからもう一点は、先ほど受益者負担については画期的な取り組みだということで、両委員からは肯定的な評価の話がありました。ただ、私はこう考えているんですよ。受益者負担といったときに、そのサービスをやるために図書館がかかった経費を回収するための受益者負担、いわゆる費用回収ですよ。先ほど、マーチャンダイジングだと。これは、だからといって決して収益を上げる目的ではないんだろうと思うんですよ。そうすると、費用回収目的なのか。

実はもう一つ、図書館で、しばしばこの手の課金をするときの理由は、利用の量をコントロールするというのがあるんですね。つまり無料で何でもやっていったときに、必ずしも本来必要でない人が、ただだからといってそのサービスを求めてくるということがあるわけですよ。私が聞いているのでは、インターネットでリクエストがかけられるようになって、都内の区立図書館、練馬区もそうだし、目黒区もそうですが、今まで1人の人が予約をかけられる件数が無制限だったり、20件までといったもの、ものすごく増えたんですね。一挙に4倍、5倍、10倍ぐらいに増えちゃうんです。とてもじゃないけど、対応できない。その物流に追われてしまうので、1人の人が申し込みできるリクエストの件数

を10件までに抑えるとかということをやっている。いろいろなサービスをやっていたときに、全部無料でやっていると、本来そのサービスを緊急に必要としている、必要度が高い人も、さりとて必要はないんだけども、とりあえず無料だったらこれをお願いしてみようという人も出てきちゃう。それをある程度コントロールして、必要度が高い人に優先的にサービスする一つのやり方として、受益者負担という選択肢が出てくる。

だからこれは、かかった費用が仮に1,000円だとしても、1,000円とるのはさっき言った費用回収ですよ。そうじゃなくて、そのうち100円か200円を負担してもらうことで、差し当たり必要でない人が遠慮するというふうなねらいもあります。

必ずしも私も受益者負担を全面的に反対するわけではありませんけれども、いろんな考え方で受益者負担ということはあるし、お金のかかり方と、幾らお客さんに求めるのか、その辺のバランスで考えていくべきだろうと思います。

そしてこの話は、もう一つは、最終的に結局予算が削られる、そのときにいろんなサービスをやりたい。だから、部分的な受益者負担という選択はあり得るだろうと思います。これは話の先には、いわゆるファンドレイジングだと思うんですよ。どうやって図書館がサービスをするための資金を調達していくのかということ。ファンドレイジングの視点に立ったときに、受益者負担もあるだろうし、場合によっては、そこにスポンサーをとって、広告をとるとかして、ほかの人にそのサービスの費用を負担してもらうという。

これは私、前々から都立の方にお話ししているので、広告をとって、例えばホームページのバナー広告もあるかもしれませんし、都立図書館がいろいろと利用者の方に配るものの中に、隅っこでもいいですから企業名のロゴが入る。ただしそれが、前から言うんですが、これは文化教育事業ですから、本屋さんとか出版社とかであって、パチンコ屋さんとか居酒屋さんのロゴが入るとするのは難しいかもしれませんが、そういうふうな中で、受益者負担というのは一つのファンドレイジングの手だてだというふうに考えていったほうが、これも図書館サービスの充実ということにつながっていくんじゃないかと思っています。

それから、最後にもう一点だけ。都立図書館の問題は結局、全国の道府県が注目しているわけですね。そういう意味で、都立図書館をどうするかというよりは、日本の県立図書館、道府県の図書館がこれからどうあるべきなのか。これは当然、神奈川県立や埼玉県立、千葉県立といった隣接の県立図書館との連携ということも視野の中に入ってきますでしょうし、ひいては日本全体における県立図書館と市区町村立図書館の役割分担という話

につながっていきますので、首都東京の都立図書館として、単に東京都の境の内側だけで考えるのではなくて、もう少し広い視点に立った議論をしていかなければいけないだろうというふうに思います。

そのときに、先ほど私、資料の中の区立図書館との違いと言いましたけれども、今回の検討のポイントの7、区市町村立図書館とのレファレンス上の役割分担の中で、市区町村立図書館にこういうことをというふうに役割分担を考える。これはこれで必要なことだし、いいことだと思います。ただそのときに、一方的に我々が、区市立の図書館はこうあるべきだと言ったところで、ほんとうにそれだけのことが実践できる区市町村の図書館が育っているかどうか。一方でそれを育てることも考えないで、都立図書館はここから先はやりませんよ、市区立がやりなさいと言ったところで、それができるだけの職員体制や図書館の整備がきちんとなされていないことには、都立図書館が一方的に押しつけたことになってしまいます。

そういう意味で職員も、5番に、司書に求められる知識・スキルとありますね。これは、やはり都立図書館としては、都立図書館の職員だけを考えるのではなくて、後のほうで役割分担を考えるのであれば、区市町村の司書のスキルもちゃんと上がって、ここから先はどうぞ区市町村、自前でおやりくださいと安心して任せられる。そのかわり都立図書館は、いわばもっと専門的なといいますか、高度なレファレンスや資料要求にこたえられるということで、この役割分担も生きてくると思いますので、ぜひ自立でき、しっかりした基本的なレファレンスができるような区市町村立を育てるという視点も持っていただきたいと思います。

【委員】 今の先生のお話の中で、私たち、市の段階の図書館でございますので、インターネットが発達してきますと、住民から、いろいろ要求が出てきます。日経のテレコムだとか、朝日新聞社の記事のデータベースなんていうのは、図書館として契約をしていくわけです。だんだん住民の要求というのは広がってくるわけです。館の契約でいきますと、結局年間の有料ベースでの契約件数が増えていくわけです。これを地方の財政の中で見るということは到底できませんので、それが100%でなくても、そのうちの50%ぐらいは負担を願いたい。やはりある特定の市民の方の利用でございますので、住民全員にという形で門戸は開放していますが、利用する人は限られた人たちです。そこら辺はやはり全部が有料化というのではないんですけれども、多少ファクターとして、割り戻した形で考えざるを得ないかなというのが現状でございます。

【館長】 委員がおっしゃったとおりで、受益者負担の問題につきましては、委員がおっしゃった最初のほうの、費用を、役所として予算をなかなか確保できないという中でも、事業のウイングを広げていこうという中では、何らかの受益者負担も考えられるのではないかとことです。

それから区市町村との関係の問題につきましては委員がおっしゃるとおりでして、第21期の委員もいらっしゃるんですけど、この問題は第21期の会議で市区町村の委員の方から議論のあった所ですが、その辺は十分自覚してやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

広告宣伝については、わずかなんですけど、図書館カレンダーには宣伝を入れさせていただいております。ほかにも何か使えるものがありましたら考えて行きたいと思います。

【副議長】 私は愛用しています。食堂の広告が入っているやつですよ。

【委員】 基本的には、レファレンスにしても、私が使っている範囲では非常に満足しているとか、いろいろな良いサービスを提供していることは間違いないと思いますが、現在の地方自治体の財政の厳しさというのは、それを超えて非常に厳しい状況を迎えていると思います。図書館は、知の拠点で、日本はこれから知価社会に変わっていかねばなりませんので、都民の知の拠点である図書館は、地方財政が厳しくなって、いろいろなサービスが縮小していく中でも、それを乗り越えて、情報の拠点として、知の拠点として、役割を果たさないと、日本という国自体が非常にだめになっていく可能性があると思います。

そのように考えますと、図書館には頑張ってもらわなければいけません。今までと同じサービスを同じように提供していただいただけでは、やはりどうしても縮小の方向に行くわけで、いろいろ幅広く、今まで以上のサービスをもっと効率よく提供していくためには相当の覚悟でやっていかないと、なかなかできないことだと思います。やるべきことを、きちんとやっていく必要があります。受益者負担というのは皆さん、いろいろ議論があるとは思いますがけれども、必要なら、有料化とまで行かないまでも、一部でもお金をいただくような仕組みになると、厳しさというのがものすごく増していくので、これさえやれば、それだけで相当な改革ができる可能性は十分にあります。ですから、相当な覚悟で、受益者負担のあり方を、ここで真剣に議論して、何とかやれる方向を考えてみるということは重要ではないかと考えます。

【議長】 ありがとうございます。

与えられた時間があまりなくなりましたけれども、2回目、3回目の議論でさらに深めていただきたいと思っておりますが、何かこの機会にもう一言だけ言っておきたいという方、いらっしゃいますか。

【副議長】 坂本議長、ご意見はよろしいですか。

【議長】 いや。

【委員】 区市町村の図書館にとりましても、ほんとうに財政状況が厳しい中で、どのくらい図書館サービスをしていくのか。よく言われるような貸し本屋であっていいのかという命題を抱えておりまして、図書館法の規定ができた時代と、インターネットの時代になって、それからビジネス支援というところまで入っていくというような広がりを見せる中では、区市町村にとりましても、公立図書館は、これまで同様全くお金をとらなくていいのかというような大変大きな問題として抱えておりますので、私も議論としてはとても期待をしております。

【議長】 よろしゅうございましょうか。大体予定した時間になりましたので、これで閉会をさせていただきますが、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、次回につながる問題点もたくさん出てまいりましたし、まだきょう、おいでになっていらっしゃらない委員もいらっしゃいますけれども、今まで出た論点をさらにどういう形で深めていくかということ、またご相談しながら進めてまいりたいと思います。

大変お忙しいところ、貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。次回からもひとつよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

事務局から何かありますか。

【企画経営課長】 活発なご議論、どうもありがとうございました。

次回の会議日程でございますが、1月中旬を予定しております。日程につきましては、また事務局のほうで後日調整をさせていただきます。

では、ほんとうにありがとうございました。

了